

大和市政策部

- 6. 7. - 4

専用受付印

令和6年7月4日

写

大和市長 古谷田 力 殿

大和市総合計画審議会

会長 中林 一樹



新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）について（答申）

令和6年4月4日付けをもって諮問がありました新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）について、慎重に審議を行い、その結果、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、新大和市総合計画基本構想・基本計画を策定する際には、できる限りその趣旨を反映するようお願いいたします。

## 新大和市総合計画基本構想・基本計画骨子（案）に対する意見

### 1. 将来都市像

- 将来都市像「みんながつながる健幸都市やまと」について、その趣旨を市民としっかりと共有できるよう、「つながり」や「健幸」の概念などを丁寧に説明すること。

### 2. 計画期間（目標年次）

- 総合計画は、中長期的な展望を示しながらも、社会情勢等の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、骨子（案）のとおり、基本構想を10年間（令和7年度～令和16年度）、基本計画を5年間（令和7年度～令和11年度）、実施計画を3年間（毎年度見直し）として策定することが適当と考える。

### 3. 計画期間における人口の推移

- 大和市の総人口は、計画期間中に増加することを見込んでいるが、施策を検討するうえでは、年齢構成の変化をとらえることが大変重要である。今後、年少人口は横ばい、生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加といった人口推移を見据えて施策展開が図れるよう、総人口の推移だけでなく年齢構成の変化について明示することも必要と考える。

### 4. 土地利用の方向

- 総合計画として今後10年間の方向を示すうえでは、一部の地区について具体的に示すなどの断定的な表現は避け、大局的な視点を踏まえた方向とすること。
- 大和市では、市の北部、中部、南部の地域において、人口の推移や高齢化率の傾向が異なるため、それぞれの地域の社会動向を踏まえた土地利用の方向を示すことについて検討すること。

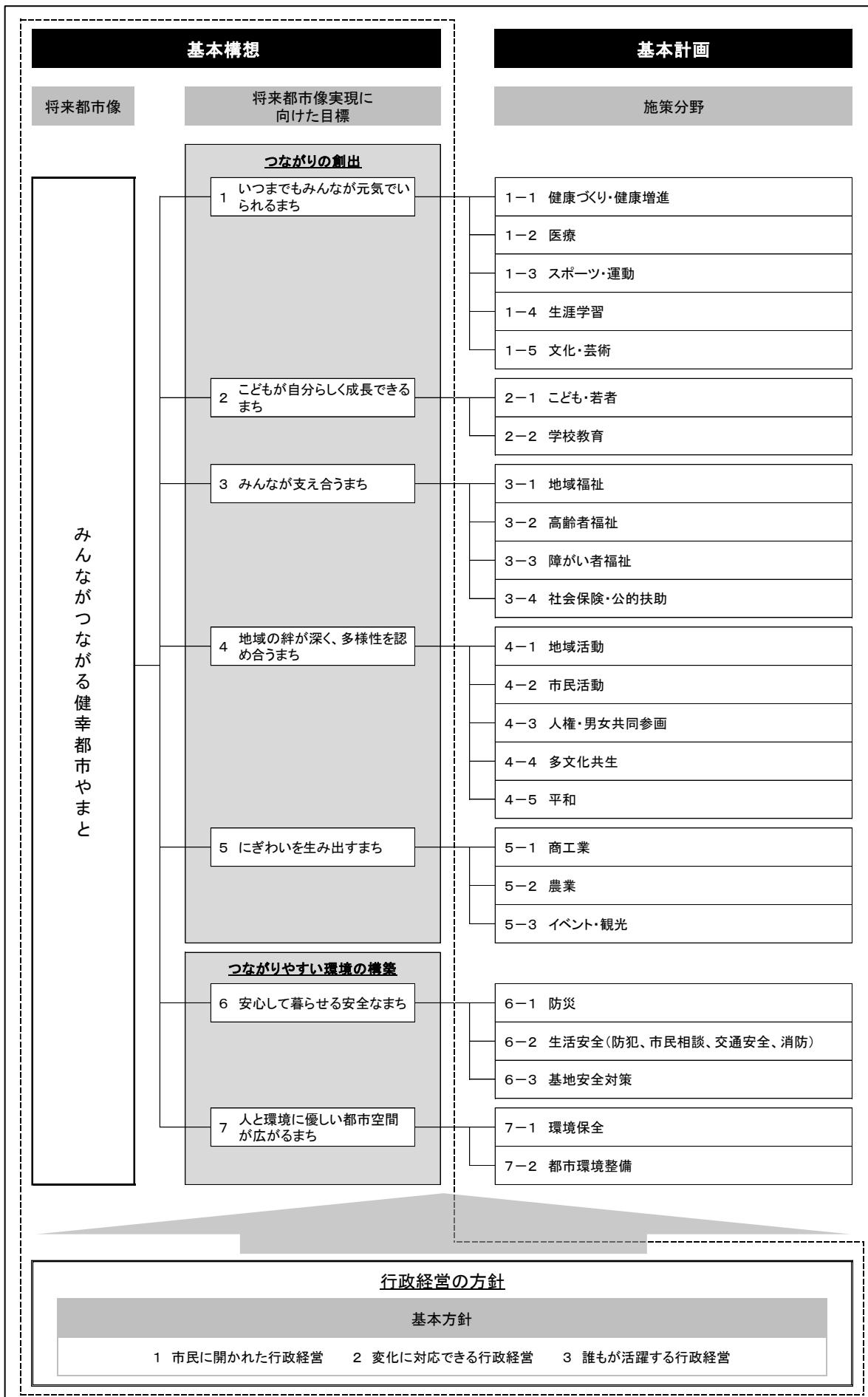
### 5. 財政運営の方向

- 社会保障関連経費等が増加する一方で、大幅な税収増がないと見込まれる中では、受益者負担の適正化や公共施設の有効活用と適正配置などを進めることは重要だが、市民のニーズを的確に捉えることが前提となることに留意すること。

### 6. 計画の体系

- 「将来都市像実現に向けた目標3 こどもが将来に希望を持って生きるまち」について、こどもを対象とした支援施策や教育施策だけでなく、親や家族を対象とした子育て施策も包含できるような表現へ変更することが適切であると考える。
- 「行政経営の方針」において大事にすることとして掲げている「市民の声を聞くとともに市の取り組みを市民に分かってもらえること」、「広域の連携を含む様々な協力を進めるここと」及び「市民サービス向上などに向けて新しい技術を取り入れること」については、様々な施策を運営し、実現するための方針なので、基本方針とは別のものとするのではなく、一体的に示すことで分かりやすくなるものと考える。
- 「行政経営の方針」は、市役所だけでなく、市民や事業者などにも関係する部分であるため、基本方針の語尾を「市役所」とする表現の見直しが必要と考える。
- 「基本方針2 スピード感のある市役所」が、社会の変化への迅速な対応の実現を目指すことを意図しているのであれば、それをより的確に示す表現への見直しが必要と考える。
- 7つの「将来都市像実現に向けた目標」について、共通性を踏まえたグループにまとめることや、関連が近い目標を前後に並べることで、より分かりやすい体系になると考える。
- 以上のことを踏まえ、次のような計画の体系とすることについて検討すること。

## 【答申における計画体系（案）】



## 7. 基本計画に係る事項

※以降は、2頁の本答申における計画体系（案）に基づき、主要な意見を示す。

### （1）総括的事項

- 総合計画の策定にあたって、今後の施策を市民と共有しながら進めていくためには、文章の主語に意を注ぎ、市の取り組みの方針や市民と市の役割分担などを具体的に、分かりやすく、丁寧に示すこと。
- 総合計画の進行管理を適切に実施するため、主観指標だけでなく、客観指標の設定も検討すること。また、施策の成果を適切に把握できるよう、「施策分野」に対してアウトカム指標だけを設定するのではなく、「施策分野」のもとで展開する施策に対してアウトプット指標も含めた指標を設定することについて検討すること。加えて、行政経営の方針に対する、成果を計る指標の設定についても検討すること。
- 市民意識調査に基づく主観指標を設定する際は、社会状況に対する第三者としての評価ではなく、可能な限り、回答者本人の意識や行動が反映される指標とするように配慮すること。また、市民意識調査の実施にあたっては、市民が、その趣旨を正しく理解できる質問となるよう、十分に検討すること。
- 各施策分野における主な取り組みを提示する場合は、市が重点を置いている取り組みが示されないと認識される可能性があることを踏まえて、過不足がないように留意するとともに、示す取り組みは統一的な基準に基づいて選択すること。
- 各施策分野に関連するSDGsの17のゴールを提示する場合は、各ゴールに紐づいているターゲットなども参考にして、適切なものを選択すること。

### （2）施策分野に関する検討事項

#### （施策分野1－1 健康づくり・健康増進）

- 神奈川県が進めている未病改善の考え方を踏まえた取り組みを当施策分野に位置付けることについて検討すること。
- 喫煙対策に関する方針等を示す場合は、市が実施する支援等を具体的にイメージできる内容とすることについて検討すること。また、喫煙対策の推進にあたっては、たばこ税が減少することも含めて検討すること。

#### （施策分野1－2 医療）

- 当施策分野における施策の目標を設定する場合は、行政が実施主体であることを踏まえた表現とすること。
- 当施策分野において、在宅医療と介護の一体的提供の促進を主な取り組みとして掲げる場合は、関連する個別計画として、大和市高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画を掲載することが適切であると考える。

#### （施策分野1－4 生涯学習）

- 豊かな暮らしのためには、年齢を問わず、市民が気軽に学べる環境が重要であることや、近年、「学び直し」の必要性が高まっていることを踏まえた方針を示すことについて検討すること。
- 学びを支える人材や団体に関し、現在、行っている活動のみならず、その後継者づくりについても支援をしっかりと行う必要があるため、その方針を示すことについて検討すること。
- 当施策分野に関連して読書に関する課題等を示す場合は、一般的な考え方とどまらず、大和市における取り組みの状況を踏まえた内容とすること。

#### (施策分野1－5 文化・芸術)

- 将来の担い手を育成する役割もある現在の担い手への支援をしっかりと行う必要があるため、その方針を示すことについて検討すること。

#### (施策分野2－1 こども・若者)

- 放課後児童クラブに関し、全国的には開設場所や運営人員が課題となっているところであるが、大和市においても課題があるのであれば、その旨を示すことについて検討すること。
- 不適切保育が社会問題となっている背景を踏まえ、安全安心な保育環境の確保や保育士の待遇の向上など、保育環境の質の向上に関する方針等を当施策分野に示すことについて検討すること。
- こども・若者の居場所の創出においては、こども・若者が積極的に活動できる場としての要素も含めていくことが求められると考える。また、こども食堂など、様々な家庭を支援する民間団体への活動支援も重要となる。こうしたことを踏まえながら、主な取り組み等を示すことについて検討すること。

#### (施策分野2－2 学校教育)

- 当施策分野は、主な対象者が小中学校の児童生徒であるため、主観指標を設定する場合は、児童生徒を対象とした意識調査に基づく指標の設定について十分に検討すること。また、主観指標だけでなく、学力テストの結果など、成果を端的に示すことのできる客観指標の設定についても検討すること。
- 今後、重要なと考えられている主権者教育や人権教育に関連した主な取り組みを示すことについて検討すること。
- 社会的な動向として、今後は、基礎能力としてのデジタル・リテラシーやデータ・リテラシーの習得、また、豊かな人間性や社会性の育成が求められると考えられるため、これらに関する主な取り組みの提示について検討すること。
- 「未来のやまと」に関する市民意見募集の結果において、発達障がいを含めた障がい児の支援学校の創設等を求める意見が見受けられることを踏まえ、施策の方針等としての提示について検討すること。

#### (施策分野3－1 地域福祉)

- 当施策分野は、地域における福祉の全体的な対応の仕組みに関する分野とし、包括的な支援や要支援者の権利擁護などを含むように施策の方針や主な取り組みを示すことについて検討すること。

#### (施策分野3－2 高齢者福祉)

- 全国的に見ても増加している身寄りのない高齢の方やおひとりさまの高齢の方への支援に関する方針等を示すことについて検討すること。

#### (施策分野3－3 障がい者福祉)

- 当施策分野においては、障がい児及びその保護者や家族も施策対象に含むことについて検討すること。

#### (施策分野3－4 社会保険・公的扶助)

- 当施策分野における施策の成果を表す市民による主観指標の設定は難しいと考えられるため、困窮者支援に関する指標や、マイナンバーカードの普及率など、客観指標の設定について検討すること。

#### (施策分野4－1 地域活動)

- （「施策分野4－2 市民活動」も対象とした意見として）市民の「つながり」に着目した将来都市像の実現に向け、最も焦点を当てるべき施策分野は、「地域活動」と「市民活動」であると考える。
- 地域活動の中核となる自治会活動への支援としては、経済的支援だけでなく、自治会が抱える課題に対する行政の伴走支援も重要である。
- 自治会加入率の減少が全国的に止まらない中、加入率だけではなく、自治会活動の内容からも当施策分野の成果を計ることについて検討すること。
- 「防災」を切り口とすることにより、地域活動の活性化が図られている事例があることを踏まえながら、あらゆる世代の方が地域活動に参加しやすくなる仕組みについて検討すること。
- 以上のような意見も踏まえ、市として、当該施策分野に積極的に取り組んでいく姿勢を示す内容とすることについて検討すること。
- 地域活動は、地域福祉とも密接な関係があるため、関連する個別計画を示す場合は、地域福祉計画の掲載について検討すること。

#### (施策分野4－2 市民活動)

- （「施策分野4－1 地域活動」も対象とした意見として）市民の「つながり」に着目した将来都市像の実現に向け、最も焦点を当てるべき施策分野は、「地域活動」と「市民活動」であると考える。
- 福祉、教育、子育て支援など、公共的な分野での市民ニーズが多様化している中、行政のみならず、市民や事業者も公共的課題に取り組むことは有効な方策と考えられるため、協働の一層の推進や、地域に潜在的に存在する担い手と公共的課題をつなげる仕組みづくりに関する方針を示すことについて検討すること。
- 市民活動は、地域福祉とも密接な関係があるため、関連する個別計画を示す場合は、地域福祉計画の掲載について検討すること。

#### (施策分野4－5 平和)

- 「平和」は「健幸」の礎であり、世界で様々な紛争が起こっている中、平和都市宣言を行っている大和市として、市民の平和意識の醸成が必要であると考える。
- 厚木基地や平和のシンボルなどを生かした啓発活動の展開や学校での平和教育の推進など、取り組みの充実について検討すること。

#### (施策分野5－1 商工業)

- 生産年齢人口の減少を見据え、年齢や性別、国籍に関わらず、働く希望のある人の就労を支援する方針を示すことについて検討すること。
- 商店街の活性化を目指す旨を示す場合は、空き店舗の活用や、歩きやすい商店街づくりなど、具体的な取り組み内容を示すことについて検討すること。
- 後継者がいないために廃業してしまう商店をなくすため、新たな担い手を呼び込む取り組みについて検討すること。
- 2027年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開業を契機として、商工業の発展を図れるよう、方針等を示すことについて検討すること。
- 総合計画に、市として、SDGs を踏まえて企業等を支援する旨を示すことも考えられるが、実現が難しい面もあるため、CSR（企業の社会的責任）を踏まえて支援する旨を示す方が、企業等にとって、より取り組みやすいものになると考える。

#### (施策分野5－2 農業)

- 大和市では就農者が減少し、遊休農地が増加しているといった農業の危機的状況をしっかりと課題として示すことについて検討すること。
- 大和市の農業をこの先も継続させ、発展させていくためには、農を通じた地域住民の交流や、農業と福祉の連携、ふるさと納税との連携などの多様な切り口から、新たな取り組みを展開していくことが求められる。また、相続により農地が売却され、市街地化されるという流れを止めることも必要である。特に生産緑地については、市に対して買取りの申出があることを踏まえ、まちづくりにおける有効な活用方策を前もって検討しておくことが望ましい。

#### (施策分野5－3 イベント・観光)

- 2027年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開業を見据え、交流人口の拡大、観光客の誘致を図る方針等を示すことについて検討すること。

#### (施策分野6－1 防災)

- 災害時に自助、共助及び公助が効果的に機能するよう、個人で行うべきこと、地域で協力すべきこと、行政が取り組むべきことを明確にするとともに、特に、自助として市民が取り組むべき具体的な内容を、適当な手段で示す必要があると考える。
- 当施策分野において、災害医療、避難行動要支援者や判断能力が不十分な方などに関する災害対応の課題は重要であるため、その方針等を明確に示すことについて検討すること。
- このほか、能登半島地震など過去の災害事例を踏まえ、災害対策を充実させていくため、次の取り組みに関する方向性を示すことについて検討すること。
  - ・個人で行うべき自助の取り組みへの支援や助成
  - ・無電柱化の推進による道路空間の確保
  - ・避難所におけるプライバシー確保に係る資機材の整備
  - ・女性に配慮した避難所の運営マニュアル
  - ・ライフラインが止まっている中で在宅避難をしている人への支援体制
  - ・市内にある井戸の維持管理
  - ・医療的ケアが必要な人、妊婦、乳幼児などに対する災害時の対応
- 厚木基地がある大和市は、有事の際にミサイルが飛来する可能性が他自治体に比べて高いと考える市民が一定数いる可能性がある。このことを踏まえ、国民保護法に基づく市民の避難に関する方針を示すことについて検討すること。

#### (施策分野 6－2 生活安全)

- 特殊詐欺による被害が後を絶たないことを課題と捉え、その対策に係る方針等を示すことについて検討すること。
- 近年、大和市内では自転車事故が多く発生していることを踏まえ、自転車に焦点を当てた啓発活動の推進や自転車通行帯の整備に関する方針を示すことについて検討すること。

#### (施策分野 7－1 環境保全)

- 資源ごみを回収するリサイクルステーション付近では、ごみが散乱していることがあるという課題や、リサイクルステーションまで資源ごみを持ち込むことが難しい高齢の方等が増えているという課題に対し、資源ごみの戸別回収は有効な対応策となるため、その導入に関する方針を示すことについて検討すること。

## (施策分野 7－2 都市環境整備)

- 市内には、歩道がない、または狭い場所などがあり、道路が十分に整備されているとは言えないため、当施策分野において、歩道や自転車通行帯を含む道路の整備に関する方針を明確に示すことについて検討すること。
- 2027 年の国際園芸博覧会やその後のテーマパークの開業を見据えた交通環境に関する方針等を示すことについて検討すること。

## (3) 行政経営の方針に関する検討事項

### (基本方針1 市民に開かれた行政経営)

- 市民に開かれた行政経営を進めていくうえでは、行政内で情報公開制度に則り、適切に情報公開が行われるとともに、市民への情報公開制度の普及を図ることが重要である。このため、情報公開制度の普及等に関する方針を示すことについて検討すること。
- 市民に開かれた行政経営のもとでは、市民参加や協働など、市民の役割も重要であることを明確に示すことについて検討すること。

### (基本方針2 変化に対応できる行政経営)

- 変化に対応できる行政経営を進めるうえでは、デジタル技術を活用した業務改革が求められるところであり、当基本方針のもとに、業務改革の意識啓発に関する考え方を示すことについて検討すること。
- 市のデジタル化が地域のデジタル化促進につながること、また、市民の誰もがデジタル化の恩恵を受けられることを目指し、デジタル技術の活用や市民のデジタル・リテラシーの向上に関する方針を示すことについて検討すること。
- 今後、生産年齢人口が減少し、税収の増加が見込みにくい中にあって、大規模改修や建替を必要とする公共施設が増えていくことを踏まえると、これからの大和市の人口動態や市民ニーズに即した最適な公共施設の在り方や総量について検討を進める必要がある一方、将来都市像として「つながり」を増やしていくのであれば、一定程度の施設が必要となることも考慮する行政経営が求められる。

### (基本方針3 誰もが活躍できる行政経営)

- 当基本方針においては、職員の潜在能力を引き出すことが重要であるため、職員の能力開発を目指すことを示すことが適切と考える。また、能力開発という目標のもとでは、業務に向かう姿勢といった個々の内面に関するだけでなく、地域課題に対応できる等、難しい業務に取り組めるような人材の育成に関する考え方を示すことについて検討すること。
- ワークライフバランスの促進や各種ハラスメントの防止など、職場環境の適正化に関する考え方をしっかりと示すことについて検討すること。